「食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)の一部改正案に対する意見・情報の募集について」に対する意見の募集の結果について

「食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)の一部改正については、平成18年3月28日から4月27日まで、パブリック・コメントを募集しました。その結果、意見等は寄せられませんでした。

記

1. 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
 - ・意見募集要領及び参考資料を厚生労働省及び農林水産省のウェブサイトに掲載
 - 農林水産省、地方農政局等の窓口で関連資料を配付
- (2)意見提出期間

平成18年3月28日から平成18年4月27日まで(郵送の場合は4月27日消印有効)

(3) 意見提出方法

インターネット、郵送又はFAX

(4)意見提出先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 農林水産省消費・安全局表示・規格課

2. 意見募集の結果

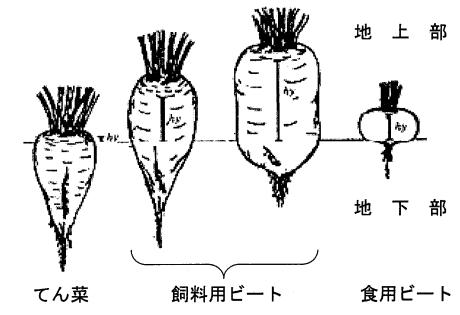
- ・インターネットによるもの・・・〇件
- ・郵送又はFAXによるもの・・・〇件

合 計 · · · O件

「てん菜」について

○ てん菜は、ビート(Beta vulgaris)のうち製糖用品種群をいう。植物分類上、てん菜と、食用ビート(テーブルビート及びふだんそう)及び飼料用ビートは同一種であるが、変種レベルでは異なっている。

- 日本標準商品分類(平成2年、総務庁)によれば、 てん菜(Sugar beets)、ビーツ(Table beets) 及びふだんそう(Chards swisschard)とは分けて 記載されている。
- てん菜と食用ビート及び飼料用ビートは、形態的 にも区分されている。



(出典:独立行政法人農畜産業振興機構HP)

- 〇 以上のことから、ビート(Beta vulgaris)の分類を以下の通りとして、今回、遺伝子組換え食品として表示の対象とするものは、製糖用品種群である「てん菜」及びこれをてんぷら等に調理した加工食品とする。
 - ※ 砂糖については、てん菜のDNAの残存が確認されなかったため、表示対象としない。

分類	名称
製糖用	てん菜(シュガービート)
食用(根菜)	<u> ビーツ(テーブルビート)</u>
食用(葉・茎菜用)	ふだんそう
飼料用	飼料用ビート